

令和2年3月 13 日

内閣官房

規制のサンドボックス制度に基づき、「個人が少額を拠出し合って相互扶助する P2P 保険に関する実証計画」が認定されました。

新技術等実証制度（「規制のサンドボックス制度」）に基づいて、Frich 株式会社から、主務大臣である内閣総理大臣（金融庁）に対して申請された「個人が少額を拠出し合って相互扶助する P2P 保険に関する実証計画」に関する新技術等実証計画（以下「実証計画」という。）が、本日、内閣総理大臣（金融庁）から認定されました。

この実証計画は、P2P 保険、すなわち個人が仲間同士で拠出金を出し合うことで、仲間同士の活動中に発生し得るリスクに対する備えを可能にする、新しい保険の提供形態を実現する仕組みが実際に機能することを実証しようとするものです。この実証は、本日、公布・施行された生産性向上特別措置法施行令の一部を改正する政令によって新たに設けられた特例措置の適用を受けて行われます。

（※ 実証計画の概要は資料1のとおり）

（※ 特例措置の概要は[経済産業省公表文](#)のとおり）

「規制のサンドボックス制度」に基づいて、新たな規制の特例措置が整備され、その特例措置の適用を受ける実証計画が認定された事例は初めてとなります。

※ 規制のサンドボックス制度においては、内閣府と連携して、内閣官房（日本経済再生総合事務局）に、政府の一元的窓口が設けられており、一元的窓口においては、民間事業者に対する助言等を行っています。（規制のサンドボックス制度の仕組みは、資料2のとおりです。）

【問合せ先】

内閣官房 日本経済再生総合事務局(新技術等社会実装推進チーム)

担当:田邊、緒方

(03-5253-2111(内線 84834)、03-3581-0769(直通))

【主務省庁 問合せ先】

金融庁

監督局保険課(03-3506-6000(内線 5337))

総合政策局総合政策課(03-3506-6000(内線 3187))

【認定事業者 問い合わせ先】

Frich 株式会社

広報担当

info@frich.co.jp

(以上)